

相続手続き

相続税

生前対策

相続登記

相続・遺言のご相談は 専門家におまかせ!

こんなお悩みや疑問は、ございませんか?

生前に準備
しておいたほうが
よい物って何?

相続税って
どれくらい
かかるの?

土地や建物の
名義変更には
どんな書類が
必要なの?

相続手続きを
専門家にまかせると
どれくらい費用が
かかるの?

口座が凍結
してしまったら
どうすればいいの?

日本郵便では、お客さまの相続手続きや遺言に関するお悩みに対応するため、**「NCPグループ」**と提携し、相続に関するさまざまなご相談を受け付けます。

まずはお電話でお気軽にご相談ください。

全国に50超の拠点

累計相談件数
20万5000件超

土日祝も訪問相談可*

※一部地域を除く。

日本郵便 / 生活相談ダイヤル

相談無料*

WEBでの
ご相談はコチラ



0120-65-3741



【郵便局使用欄】

局所コード

●平日9時~20時(土日祝・年末年始は除く) ●パンフレットやWebサイトに掲載されている利用規約を御確認の上、お電話ください。
※当社が紹介した提携事業者と契約し、サービス提供を受ける際には費用が発生します。

例えば、相続にはこんな手続きが必要です

なんだか
大変そうね



預貯金・株式の 相続手続き

亡くなったことが確認
されると、金融機関は
口座を凍結します。

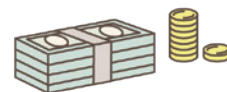
遺族であっても、凍結した口座の名義
変更・払い戻しは大変！
故人のすべての戸籍を収集したり、
何度も金融機関へ足を運ぶ必要が
あります。



不動産の 相続手続き

亡くなった方名義のまま
では不動産の売却・建替え・
賃貸ができません。

不動産の名義を相続人(相続する
遺族など)に変更する必要があります。
不動産登記手続きには、通常4回以
上の法務局への訪問と、図面や申請
書等の各種専門書類の作成などが
必要です。



遺産額の調査と 相続税の申告

遺産の価値を把握し、
分配や納税などの細かな
手続きが必要です。

相続税申告は**10か月**という期限が
あります。それまでに遺産を調べて、
総額を確定させる必要があります。
専門家が遺産の調査や査定、そして
税務署への申告を代行することも
できるので、お早めにご相談ください。



これらの面倒な手続きを



すべて当社が紹介する専門家が代行します*！

※各種書類への押印や印鑑証明書の取得をのぞく。

- 戸籍(原戸籍)の取得代行
- 預貯金・株式の相続
(払い戻し/名義変更)手続き代行
- 遺産額調査・相続税申告の代行
- 不動産の相続登記の代行
- その他、相続・遺言に関する手続き

まずはお気軽にご相談ください！

皆さまの明るい
未来のために

日本郵便 / 生活相談ダイヤル

相談無料*



0120-65-3741

WEBでの
ご相談はコチラ



● 平日9時~20時(土日祝・年末年始は除く) ● パンフレットやWebサイトに掲載されている利用規約を御確認の上、お電話ください。
※当社が紹介した提携事業者と契約し、サービス提供を受ける際には費用が発生します。